

日卸連発第 101 号  
平成26年 8月 6日

公益社団法人 全日本病院協会  
会長 西澤 寛俊 様

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会  
会長 鈴木 賢



「妥結率の根拠となる資料」についてのご案内

日頃、当連合会の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の未妥結減算ルールを導入により、200床以上の保険医療機関及び全ての保険薬局は、地方厚生局へ「妥結率に係る報告書」に「妥結率の根拠となる資料」を添付して提出することとされました。

当連合会としましては、厚生労働省からの協力要請を踏まえ、また、保険医療機関・保険薬局で「妥結率の根拠となる資料」を用意するお手間を軽減していただくため、傘下会員卸企業が別紙のとおり対応させていただきます。

つきましては、貴団体傘下の会員に対して、周知していただきますようお願い申し上げます。

## 「妥結率の根拠となる資料」についてのご案内

(一社) 日本医薬品卸売業連合会

- 本年4月からの診療報酬改定において、新たに未妥結減算の仕組みが導入されました。

これに伴い、200床以上の保険医療機関及びすべての保険薬局は、「妥結率に係る報告書」(別添1:厚生労働省が定めた様式)を10月中に地方厚生局に提出しなければならないこととされました。

- この報告書を提出する際には、併せて「妥結率の根拠となる資料」を添付しなければならないとされています。

これについては決まった様式はありませんが、当連合会では、別添2の様式で会員卸企業が資料を作成できる体制を整えておりますことをご案内申し上げます。

なお、取引卸が複数の場合、報告書に取引卸全ての「価格妥結状況確認書」と「品目リスト」を添付して提出していただくこととなります。

取引先の卸が「妥結率の根拠となる資料」の準備にご協力いたしますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

## (保険医療機関用)

別添1

### 妥結率に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

当該保険医療機関において購入された薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数×薬価を合算したもの）（①）	円
卸売販売業者と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数×薬価を合算したもの）（②）	円
妥結率 （②／①）%	%

#### [記載上の注意]

- 1 規格単位数とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 2 「①」及び「②」については、報告年度の当年4月1日から9月30日の薬価総額を報告年度の10月中に報告すること。報告しない200床以上の保険医療機関は、妥結率の低い保険医療機関とみなされることに留意すること。
- 3 保険医療機関と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

## (保険薬局用)

### 妥結率に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

届出に係る調剤基本料の 区分 (いずれかに○を付す)	<input type="checkbox"/> 調剤基本料 (特例除外を含む。)	(妥結率50%超)
	<input type="checkbox"/> 調剤基本料の妥結率特例	(妥結率50%以下)
	<input type="checkbox"/> 調剤基本料の特例 (イ又はロ)	(妥結率50%超)
	<input type="checkbox"/> 調剤基本料の特例 (イ又はロ) の妥結率特例	(妥結率50%以下)

当該保険薬局において購入された薬価基準に記載されている 医療用医薬品の薬価総額 (各医療用医薬品の規格単位数量× 薬価を合算したもの) (①)	円
卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた 薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額 (各医療用 医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの) (②)	円
妥結率 (②/①) %	%

#### [記載上の注意]

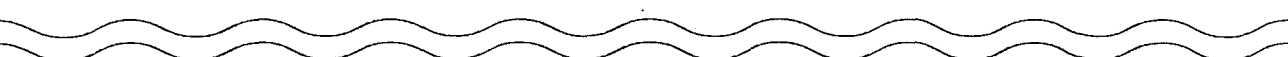
- 1 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価 (薬価基準) 別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 2 「①」及び「②」については、報告年度の当年4月1日から9月30日の薬価総額を報告年度の10月中に報告すること。報告しない場合は、妥結率の低い保険薬局とみなされることに留意すること。
- 3 保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

妥結率の根拠となる資料

別添2

○価格妥結状況確認書

価格妥結状況確認書	
<p>平成26年4月1日から9月30日までに甲と乙の間で売買された薬価基準に収載されている医療用医薬品についての価格妥結状況は次のとおりであり、今後、価格が変更されることがないことを双方で合意いたします。</p>	
総納入額（薬価換算）	〇〇〇 円
価格妥結済品目納入額（薬価換算）	〇〇〇 円
平成26年10月〇日	
甲 〇〇病院・薬局名	印
乙 〇〇卸 名	印



○品目リスト

メーカー	品名	規格・容量	薬価 (包装単位)	総妥結済額		総納入額	
				納入数量 (包装単位)	総額 (薬価ベース)	納入数量 (包装単位)	総額 (薬価ベース)
計							